

運用ルール(基本ルール)概要

1	利用施設、利用者等	1
2	情報提供機関が提供する情報の種類	4
3	情報の取り扱い	5
4	セキュリティ対策	6
5	参加手順等	7
6	ユニオンについて	22

<運用ルールに関する規程等>

- ・いしかわ診療情報共有ネットワークの利用に関する規程
- ・いしかわ診療情報共有ネットワークの利用に関する細則

1 利用施設、利用者等

【利用施設】

- ・ 利用施設は医療機関(病院、診療所)、その他協議会で認められた施設を対象とする。
※ なお、開始当初は医療機関のみを対象とする。ただし、連携する他のネットワーク(ex.ハートネット)内で医療機関以外の利用を認めている場合は、その利用を妨げない。
- ・ 参加を希望する施設は、協議会に参加申込書を提出し承認を得る。
※ 連携する他のネットワークで既に参加手続き済みの場合を除く。
※ 医療機関以外利用は、1つ以上の情報提供機関又は他のネットワークの推薦が必要であるものとする。
- ・ 参加の可否は、協議会の運営委員会において決定する。

<規程> (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(2)「利用施設」とは、協議会にネットワークを利用する医療機関等として承認された施設のことをいう。

(3)「情報提供機関」とは、利用施設のうち、主に診療情報を提供する医療機関等のことをいう。

(4)「情報閲覧機関」とは、利用施設のうち、主に診療情報を閲覧する医療機関のことをいう。

(5)「他ネットワーク」とは、協議会とは別の機関又は組織が管理運用する診療情報等の共有の仕組みであって、その利用するサービス運営業者が同じものであり、その申出に基づき協議会が連携に同意したものをいう。

(6)「ケア関連利用施設」とは、利用施設のうち、医療機関ではない医療、介護に関連する施設であって、一以上の情報提供機関又は他ネットワークがネットワークを利用させることを必要と認め、協議会に参加を承認された施設のことをいう。

(利用手続き)

第11条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用開始又は登録内容の変更を行う場合、協議会に利用申請書等を提出し承認を得るとともに、サービス運営業者と利用契約の締結等を行わなければならない。

2 情報提供機関は、ネットワークへの参加又は登録内容の変更を行う場合、協議会に参加申請書等を提出し承認を得るとともに、サービス運営業者と利用契約の締結等を行わなければならない。

3 ケア関連利用施設は、ネットワークの利用開始又は登録内容の変更を行う場合、当該ケア関連利用施設の利用が必要と認められた情報提供機関を経由して協議会に参加申込書等を提出し承認を得るとともに、サービス運営業者と利用契約の締結等を行わなければならない。

5 第1項から第3項の協議会の承認については、協議会の運営委員会にて可否を審査し、決定する。

6 他ネットワークにおいて第1項から第4項までの手続きと同様の手続きが行われた場合は、別に定める当該他ネットワークからの報告をもって、第1項から第4項までの手続きがあったものとみなすことができる。

<細則>

(利用開始手続き)

第8条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用を開始するときは、利用申請書(様式第1号)にサービス運営業者に提出等した契約申込書類の写しを添えて、地域事務局(仮称)を経由して協議会に提出しなければならない。

2 ケア関連利用施設は、ネットワークの利用を開始するときは、利用申請書(様式第2号)及び組織図にサービス運営業者に提出した契約申込書類の写しを添えて、地域事務局(仮称)を経由して協議会に提出しなければならない。

4 協議会は、前項の申請書(ケア関連利用施設が提出した「組織図」を含む。)を受理したときは、すみやかに協議会運営委員会で審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を地域事務局を経由して利用施設に通知するものとする。

5 情報閲覧機関及びケア関連利用施設がネットワークの利用を開始する際に、既に他ネットワークの利用が承認されている場合は、当該他ネットワークからの報告(様式第9号)により承認の可否を決定する。

(附則)

2 平成25年度における情報閲覧機関の利用開始手続きについては、第8条第1項の規定にかかわらず、協議会が別途指示するところによらなければならない。

3 当分の間、ケア関連利用施設の利用手続きについては、第8条第2項の規定にかかわらず、協議会が別途指示するところによらなければならない。

1 利用施設、利用者等

【利用者】

- ・ 利用施設における利用者の選定は、利用施設の責任の下、利用施設に一任する。

【利用施設(利用責任者)の責務】

- ・ 利用責任者は、自機関の職員にログインIDを交付する。ただし、他機関に所属するなど既にログインIDを所有する職員に対しては、新たなログインIDを交付せずに利用させる。
- ・ 利用責任者は、自機関の職員以外に本システムを利用させてはならない。
- ・ 利用責任者・利用者は、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を受けなければならない。

<規程>

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(7)「利用者」とは、利用施設に所属する者のうち、利用施設がネットワークを利用する者として指定した者のことをいう。

(利用責任者及び利用者の責務)

第10条 利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(2) 利用責任者は、利用者の管理について必要な措置を講じなければならない。

(9) 端末操作方法、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する研修を受けなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第13条 利用責任者は、利用施設内の利用者ごとにID及びパスワードを交付することができる。ただし、既に他の利用施設等でID及びパスワードの交付を受けている利用者に対しては、新たなID及びパスワードを交付せずに利用させなければならない。

2 利用責任者は、ID及びパスワードの交付を受けている利用者以外の者にネットワークを利用させてはならない。

3 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、他者に利用させてはならない。

1 利用施設、利用者等

【利用者の責務】

- ・ 利用者は、与えられたログインID、パスワードを他者と共有してはならない。
- ・ 利用者は、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を受けなければならない。
- ・ 利用者は、利用施設以外の場所でシステムを利用してはならない。
※ただし、連携する他のネットワークで認められている場合は、その範囲に限り可。

<規程>

(利用責任者及び利用者の責務)

第10条 利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(6) 利用施設以外の場所でネットワークを利用してはならない。ただし、他ネットワークが認める場合は、その認める範囲内で、利用施設以外の場所において利用できるものとする。

(9) 端末操作方法、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する研修を受けなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第13条

2 利用責任者は、ID及びパスワードの交付を受けている利用者以外の者にネットワークを利用させてはならない。

3 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、他者に利用させてはならない。

2 情報提供機関が提供する情報の種類

- ・ 情報提供機関が提供する情報の種類は、当該機関が決定する。
- ・ 各情報提供機関が提供している情報の種類は、協議会ホームページで公表する。

(公表イメージ)

◇情報提供状況

情報提供 病院名	処方	画像	注射	検査	読影 レポート	退院 サマリ
〇〇病院	○	○	○	○	—	—
△△病院	○	○	○	○	—	○
□□病院	○	○	○	○	○	—

<規程>

(情報提供機関が提供する情報の種類)

第14条 情報提供機関が提供する情報の種類は、各情報提供機関が定める。

<細則>

(各種データのダウンロード)

第3条 薬の処方、検体検査、注射、画像及びバイタルチャートの各データ等のダウンロード及び画面のコピーの可否については、当該情報を提供する情報提供機関又は他ネットワークの定めに従わなければならない。

(患者への情報提示)

第4条 患者にネットワークの画面を見せたり、印刷したものを渡す等の行為については、当該情報を提供する情報提供機関又は他ネットワークの定めに従わなければならない。

(情報提供医療機関の定めの公表)

第5条 前二条及び規程第14条の情報提供機関の定め等については、その概要を協議会ホームページで公表する。

3 情報の取り扱い

- ・ 利用施設は、提供される患者の診療情報を患者と無関係の者に開示しない。
また、患者や患者関係者への開示については、情報提供機関の定めに従わなければならない。
- ・ 情報提供機関の定め(EMS利用可否を含む)は、その概要を協議会ホームページで公表する。
- ・ 情報提供機関は、定めに従わない利用施設に対して、診療情報の提供を中止することができる。

(公表イメージ)

◇情報の取り扱いに関する情報提供機関の定め(概要)

情報提供 病院名	EMS	データ・画面 の保存	データ・画面 の印刷	患者への 閲覧・提供	職種による 閲覧制限
〇〇病院	○	○	○	○	無
△△病院	○	×	×	○	無
□□病院	×	×	×	×	無

<規程>

(利用責任者及び利用者の責務)

第10条 利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(3) ネットワークで得た情報は、当該患者に関係のない者に呈示及び提供してはならず、患者本人又は患者と関係のある者への呈示及び提供については、別に定めるところによる。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられている場合はこの限りではない。

(情報提供機関等による閲覧制限等)

第15条 情報提供機関は、利用者の職種に応じて各種機能の閲覧内容を制限することができる。

2 情報提供機関は、前項のほか、あらかじめ協議会の承認を得た範囲において情報の閲覧及び提供を制限することができる。

<細則>

(各種データのダウンロード)

第3条 薬の処方、検体検査、注射、画像及びバイタルチャートの各データ等のダウンロード及び画面のコピーの可否については、当該情報を提供する情報提供機関又は他ネットワークの定めに従わなければならない。

(患者への情報提示)

第4条 患者にネットワークの画面を見せたり、印刷したものを渡す等の行為については、当該情報を提供する情報提供機関又は他ネットワークの定めに従わなければならない。

(情報提供医療機関の定め(公表))

第5条 前二条及び規程第14条の情報提供機関の定め等については、その概要を協議会ホームページで公表する。

(情報提供医療機関による情報提供の中止)

第6条 情報提供機関は、利用施設が第3条及び第4条の定めに従わない場合には、当該利用施設への情報提供を中止することができる。

4 セキュリティ対策

- 利用施設は、個人情報保護やセキュリティに関する教育を受けさせる。
- 利用する端末を特定し、当該端末以外にSSL証明書をインストールしない。
- 利用施設は、利用者ごとに異なるログインIDを付与する。
- 利用者は、与えられたログインID、パスワードを他者と共有しない。
- 閲覧用端末にはウイルス対策を講じる。
- 閲覧用端末にはファイル共有ソフトをインストールしない。
- 協議会は、利用状況を監視することができる。(アクセスログの調査等)

<規程>

(運用責任者、運用担当者の責務等)

第9条 運用責任者及び運用担当者は、次に掲げる各号を責務等とする。

(2) 利用者が適正にネットワークを利用しているか監視することができる。また、不適正な利用があった場合には、利用を一時停止させることができる。

(利用責任者及び利用者の責務)

第10条 利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(8) コンピューターウイルス対策に万全を期さなければならない。

(9) 端末操作方法、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する研修を受けなければならない。

(ID及びパスワードの管理)

第13条 利用責任者は、利用施設内の利用者ごとにID及びパスワードを交付することができる。ただし、既に他の利用施設等でID及びパスワードの交付を受けている利用者に対しては、新たなID及びパスワードを交付せずに利用させなければならない。

2 利用責任者は、ID及びパスワードの交付を受けている利用者以外の者にネットワークを利用させてはならない。

3 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、他者に利用させてはならない。

<細則>

(セキュリティ対策)

第7条 ネットワークの利用に係るSSL証明書は、利用施設保有の特定の端末以外にインストールしてはならない。

2 ネットワークを利用する端末には、ウイルス対策ソフトをインストールするとともに、パターンファイルを常に最新の状態に維持しなければならない。

3 ネットワークを利用する端末には、ファイル共有ソフトをインストールしてはならない。

5 参加手順等

①-1 情報閲覧機関の利用開始手順(H25年度)

- ①情報閲覧機関は、地域事務局等の利用・操作・セキュリティに関する研修を受講する。
- ②情報閲覧機関は、「利用申請書」、「ID-Linkサービス契約申込書」、「SSL証明書インストール支援要否調査票」を地域事務局へ提出する。
- ③地域事務局(委託業者等)は、ID-Linkサービス契約申込(SSL証明書の交付先の連絡を含む。)を代行する。
また、「利用申請書」、「ID-Linkサービス契約申込書(写)」を協議会へ送付する。
- ④協議会は、運営委員会で利用の可否を決定し、「利用承認書」を地域事務局(委託業者等)へ送付する。
- ⑤地域事務局(委託業者等)は、「利用承認書」を情報閲覧病院へ送付する。

<情報閲覧機関が自ら設定できる場合>

- ⑥NEC(SEC)から、「ログインID・パスワード」、「SSL証明書」が情報閲覧病院に交付される。
- ⑦情報閲覧機関は、SSL証明書をインストールする。

<委託業者等に設定を支援してもらう場合>

- ⑥NEC(SEC)から、「ログインID・パスワード」、SSL証明書が地域事務局(委託業者等)に送られる。
- ⑦情報閲覧機関は、地域事務局(委託業者等)の支援により、SSL証明書をインストールする。
- ⑧情報閲覧機関は、各利用者にID・パスワードを交付する。
- ⑨協議会は、情報閲覧機関をホームページで周知する。

※ 連携する他のネットワークで既に参加手続き済みの場合を除く。

<規程>

(利用手続き)

第11条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用開始又は登録内容の変更を行う場合、協議会に利用申請書等を提出し承認を得るとともに、サービス運営業者と利用契約の締結等を行わなければならない。

5 第1項から第3項の協議会の承認については、協議会の運営委員会にて可否を審査し、決定する。

6 他ネットワークにおいて第1項から第4項までの手続きと同様の手続きが行われた場合は、別に定める当該他ネットワークからの報告をもって、第1項から第4項までの手続きがあったものとみなすことができる。

7 利用施設は、利用責任者の管理の下、利用者の登録・削除を行わなければならない。

<細則>

(利用開始手続き)

第8条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用を開始するときは、利用申請書(様式第1号)にサービス運営業者に提出等した契約申込書類の写しを添えて、地域事務局(仮称)を経由して協議会に提出しなければならない。

3 地域事務局(仮称)は、前二項による申請書等の提出を受けた時は、遅滞なく協議会に送付しなければならない。

4 協議会は、前項の申請書を受理したときは、すみやかに協議会運営委員会にて審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を地域事務局を経由して利用施設に通知するものとする。

5 情報閲覧機関及びケア関連利用施設がネットワークの利用を開始する際に、既に他ネットワークの利用が承認されている場合は、当該他ネットワークからの報告(様式第9号)により承認の可否を決定する。

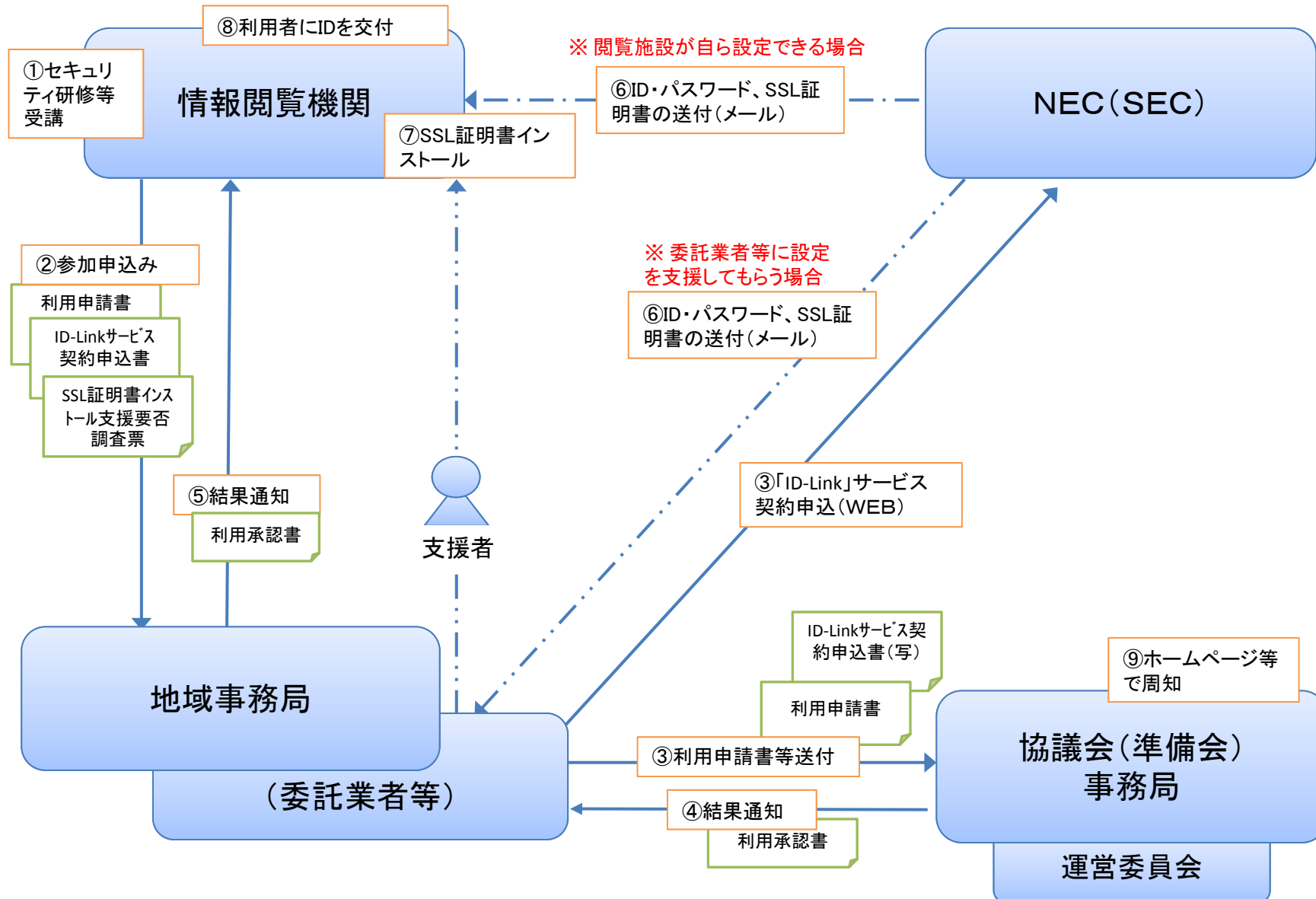
7 地域事務局(仮称)は、この条に定める地域事務局(仮称)の業務の全部又は一部について、他者に仲介させ、若しくは委託することができるものとする。

(附則)

2 平成25年度における情報閲覧機関の利用開始手続きについては、第8条第1項の規定にかかわらず、協議会が別途指示するところによらなければならない。

5 参加手順等

①-1 情報閲覧機関の利用開始手順(H25年度)



①ー2 情報閲覧機関等の利用開始手順(平成26年度以降)

- ①情報閲覧機関は、地域事務局等の利用・操作・セキュリティに関する研修を受講する。
- ②情報閲覧機関は、「利用申請書」を地域事務局へ提出する。
(NEC(SEC)にID-Linkサービス契約を申し込み、「ID-Linkサービス契約申込書」の写しを「利用申請書」に添付する。)
- ③地域事務局は、「利用申請書」を協議会へ送付する。
- ④協議会は、運営委員会で利用の可否を決定し、「利用承認書」を地域事務局へ送付する。
- ⑤地域事務局は、「利用承認書」を情報閲覧病院へ送付する。
- ⑥NEC(SEC)から、「ログインID・パスワード」、「SSL証明書」が情報閲覧病院に交付される。
- ⑦情報閲覧機関は、SSL証明書をインストール
- ⑧情報閲覧機関は、各利用者にIDを付与する。
- ⑨協議会は、情報閲覧機関をホームページで周知する。

<規程>

(利用手続き)

第11条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用開始又は登録内容の変更を行う場合、協議会に利用申請書等を提出し承認を得るとともに、サービス運営業者と利用契約の締結等を行わなければならない。

5 第1項から第3項の協議会の承認については、協議会の運営委員会にて可否を審査し、決定する。

7 利用施設は、利用責任者の管理の下、利用者の登録・削除を行わなければならない。

<細則>

(利用開始手続き)

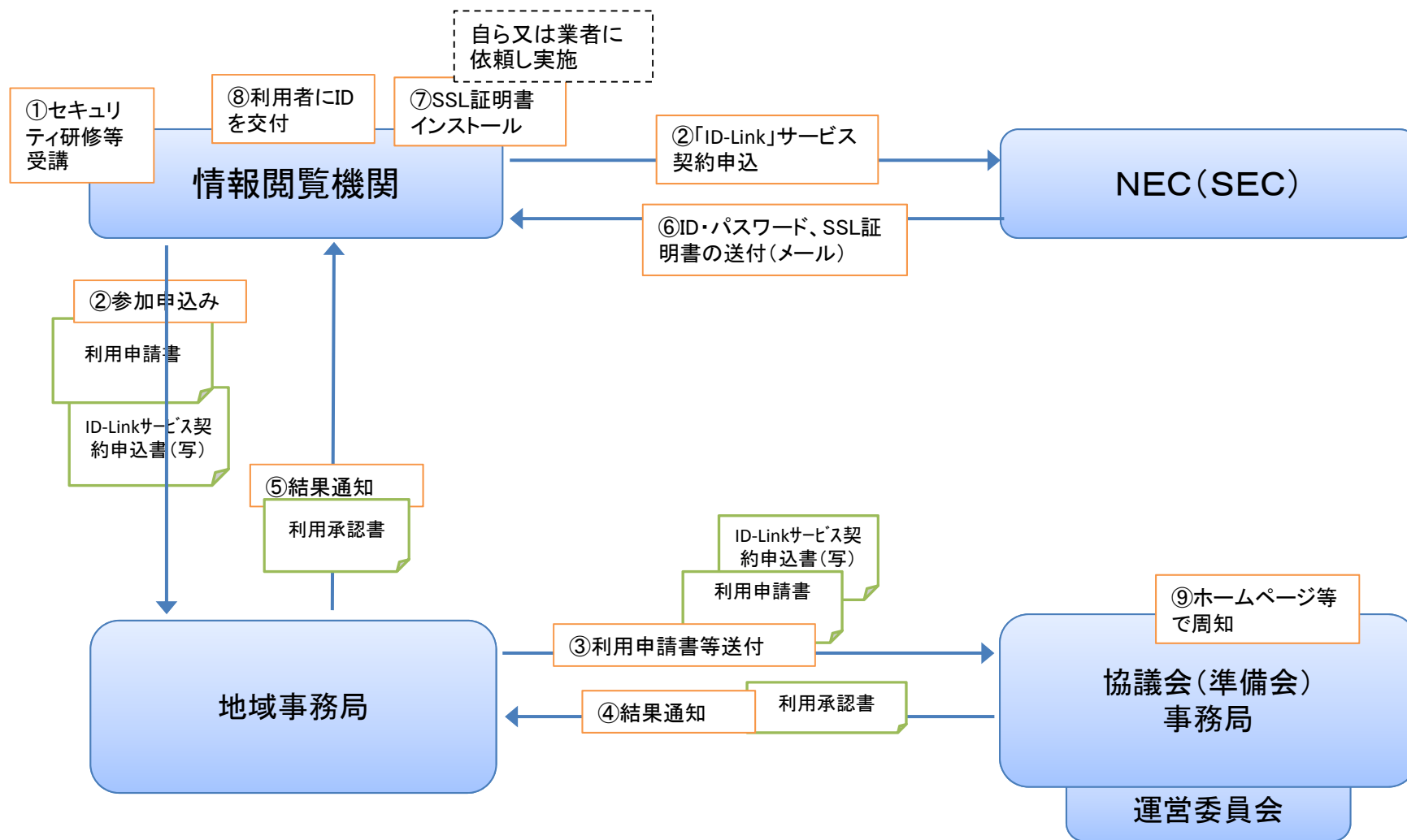
第8条 情報閲覧機関は、ネットワークの利用を開始するときは、利用申請書(様式第1号)にサービス運営業者に提出等した契約申込書類の写しを添えて、地域事務局(仮称)を経由して協議会に提出しなければならない。

3 地域事務局(仮称)は、前二項による申請書等の提出を受けた時は、遅滞なく協議会に送付しなければならない。

4 協議会は、前項の申請書を受理したときは、すみやかに協議会運営委員会で審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を地域事務局を経由して利用施設に通知するものとする。

5 情報閲覧機関及びケア関連利用施設がネットワークの利用を開始する際に、既に他ネットワークの利用が承認されている場合は、当該他ネットワークからの報告(様式第9号)により承認の可否を決定する。

①-2 情報閲覧機関等の利用開始手順(平成26年度以降)



② 情報閲覧機関の利用停止時

- ①情報閲覧施設は、利用停止届を地域事務局へ提出する。
- ②情報閲覧機関は、必要に応じて「ID-Link」サービスを解約する。
- ③地域事務局は、利用停止届を協議会へ送付する。
- ④協議会は、ホームページで周知する。

<規程>

(利用手続き)

第11条

4 利用施設は、ネットワークの利用を停止し、又はネットワークへの参加を撤回する時は、協議会にその旨を届け出なければならない。

6 他ネットワークにおいて第1項から第4項までの手続きと同様の手続きが行われた場合は、別に定める当該ネットワークからの報告をもって、第1項から第4項までの手続きがあったものとみなすことができる。

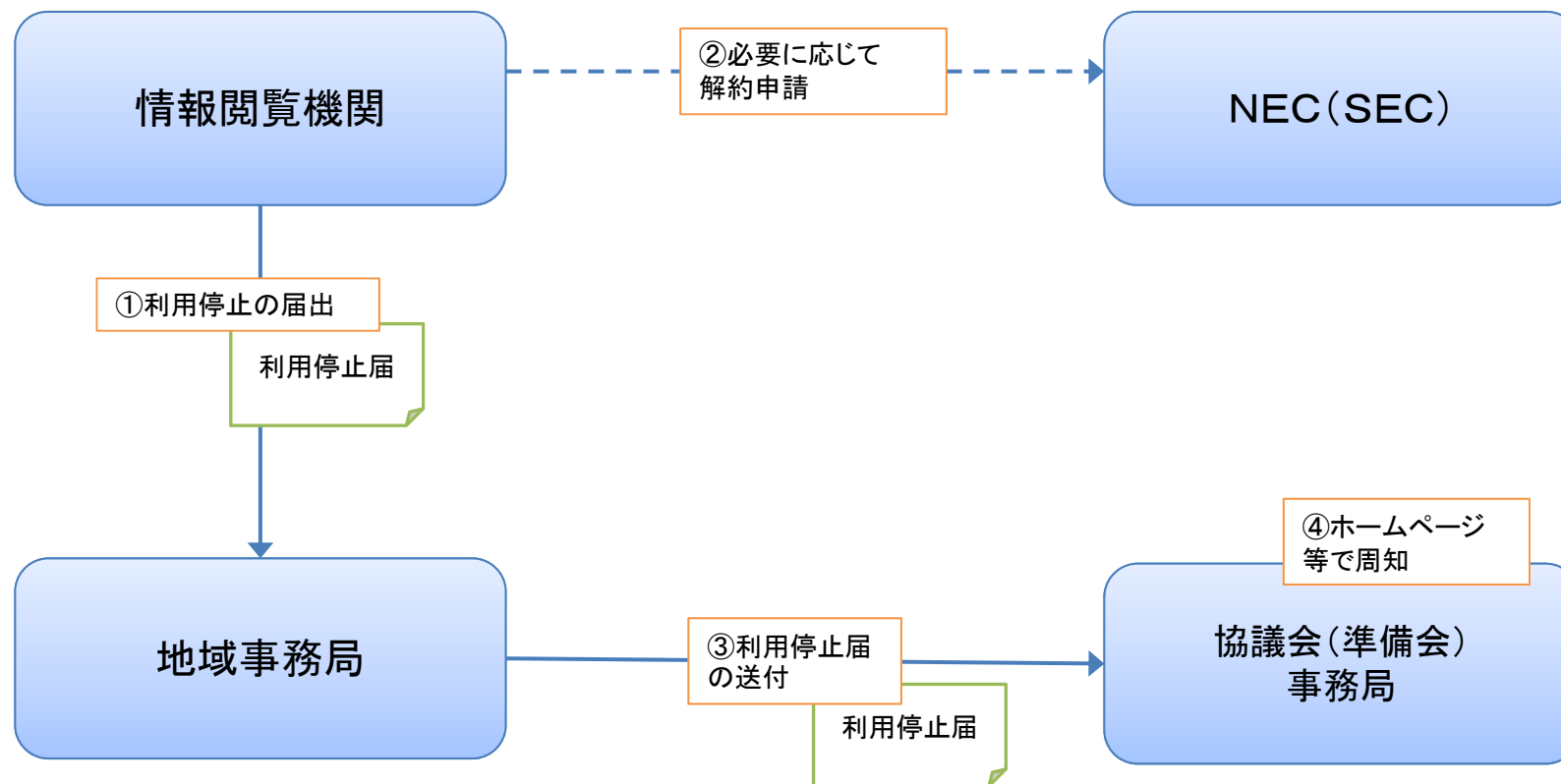
<細則>

(利用停止)

第10条 利用施設は、システムの利用を停止するときは、停止の前日までに、利用停止届(様式第4号)を地域事務局(仮称)に提出しなければならない。

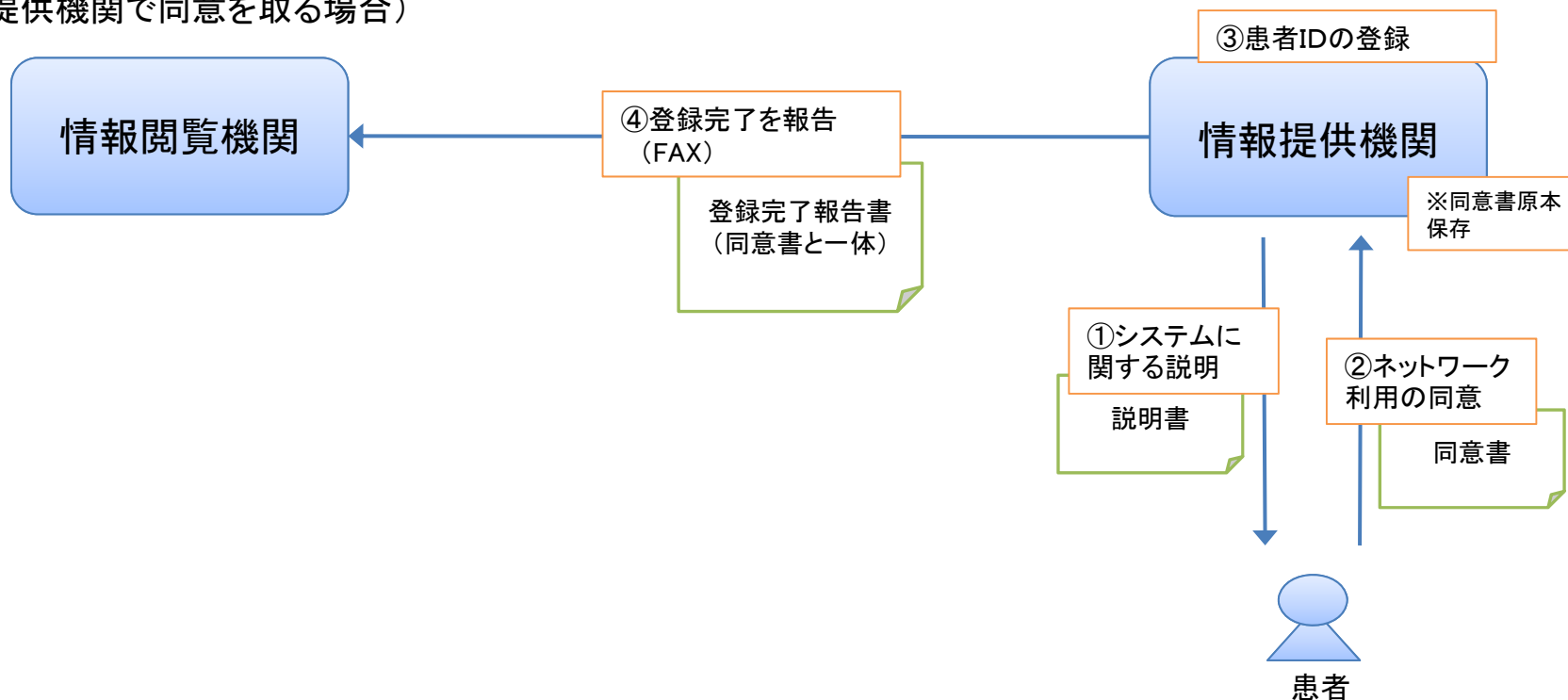
2 地域事務局(仮称)は、前項により提出された利用停止届を協議会に送付しなければならない。

② 情報閲覧機関の利用停止時



③-1 患者からの同意取得 【情報提供機関-情報閲覧機関】

(情報提供機関で同意を取る場合)



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

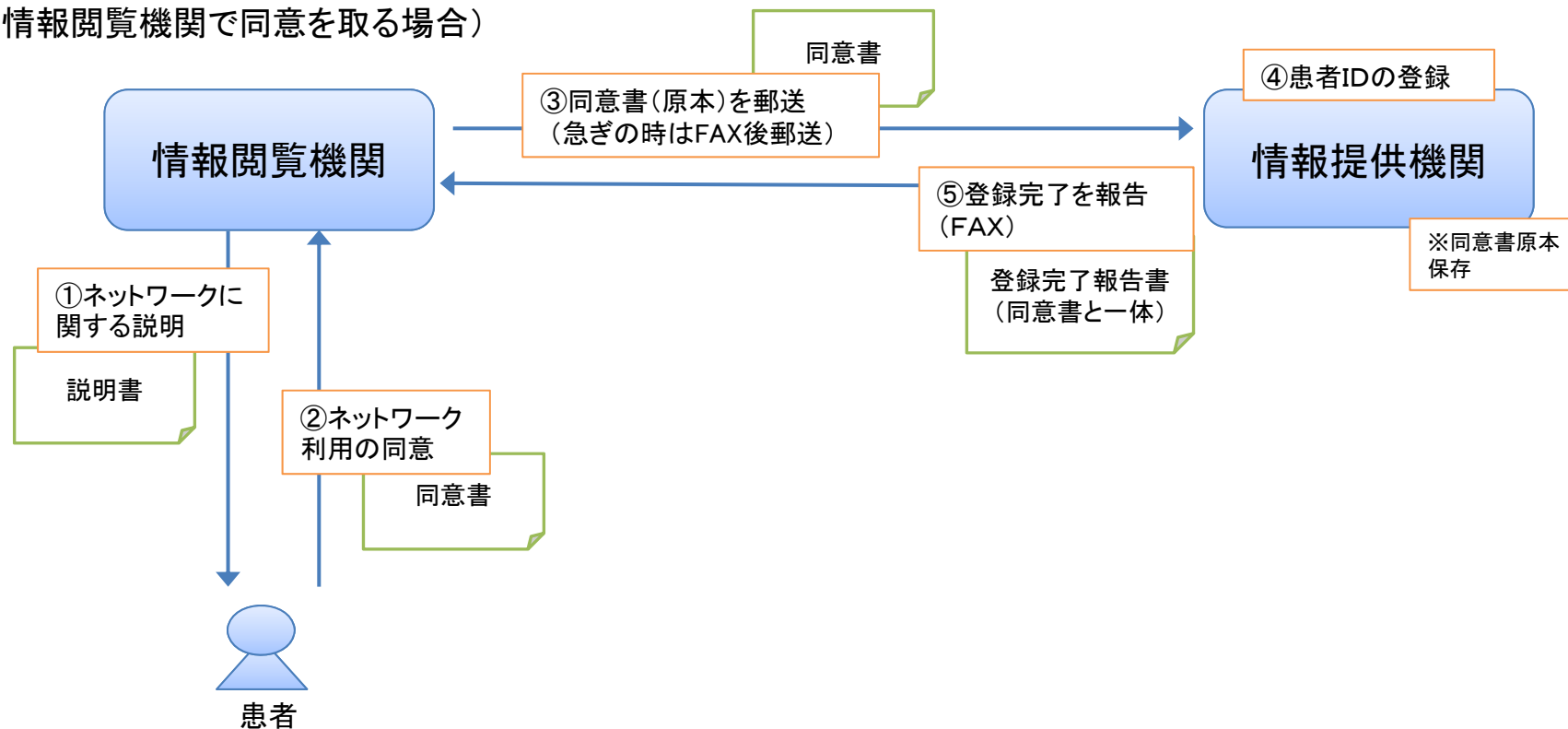
(同意取得等手続)

第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-1 患者からの同意取得 【情報提供機関—情報閲覧機関】

(情報閲覧機関で同意を取る場合)



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

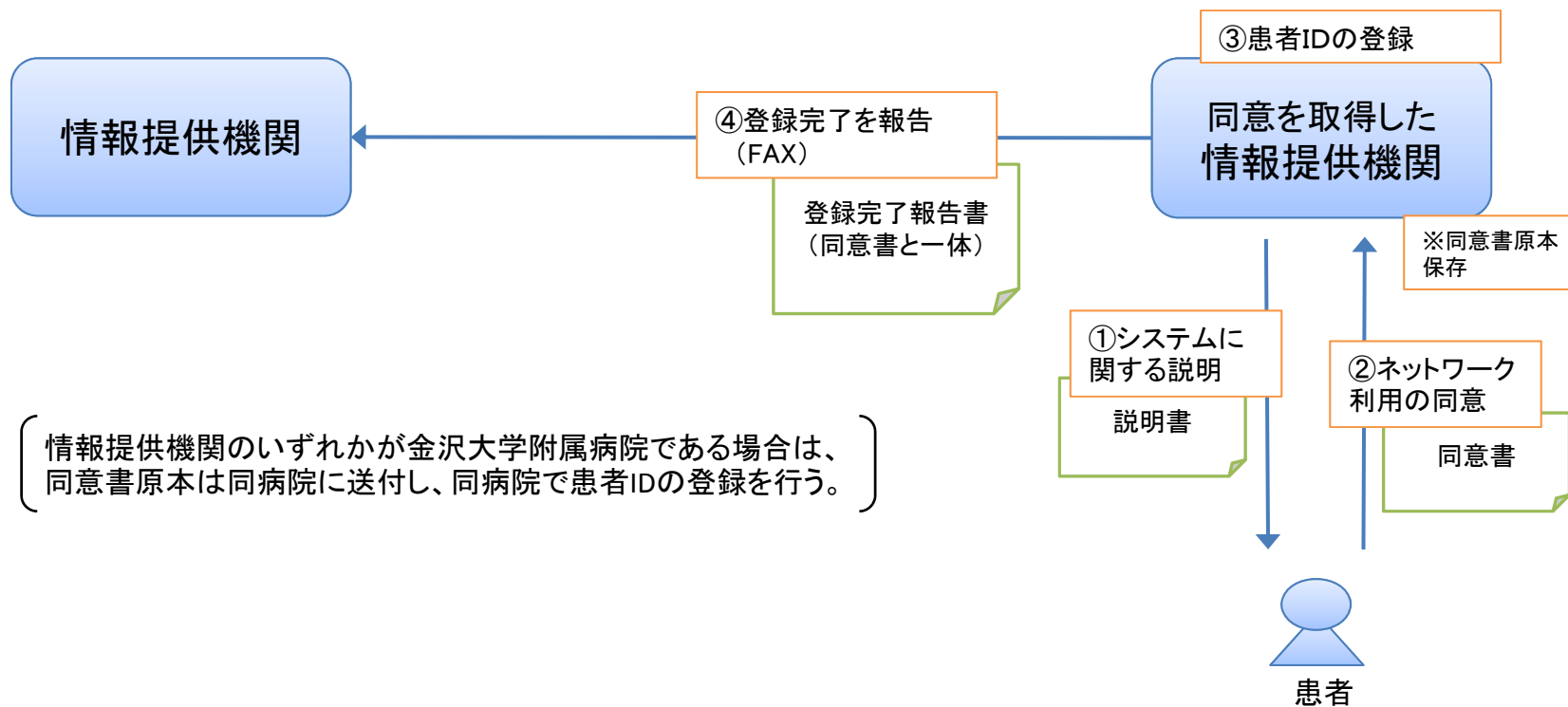
- 第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。
- 2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。
 - 3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。
 - 4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。
 - 5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。
 - 9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

(同意取得等手続)

- 第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。
- 2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-2患者からの同意取得 【情報提供機関-情報提供機関】



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

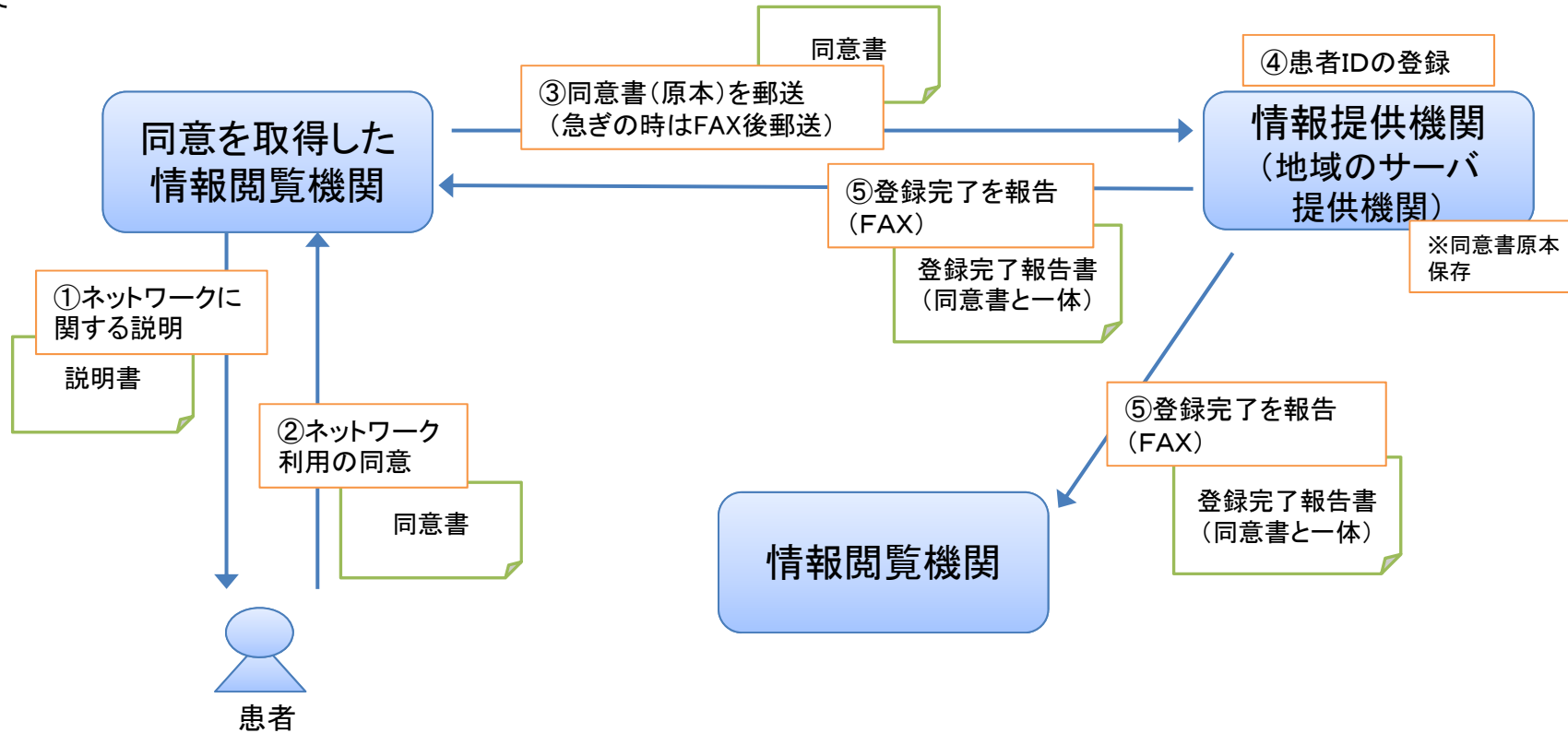
(同意取得等手続)

第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-3患者からの同意取得 【情報閲覧機関—情報閲覧機関】

情報閲覧機関間で患者情報を共有する場合、患者IDの登録は、同意を取得した情報閲覧機関のデータの保存場所となっている「地域のサーバ提供機関」に依頼して行う



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

- 第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。
- 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。
 - 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。
 - 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。
 - 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。
 - 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

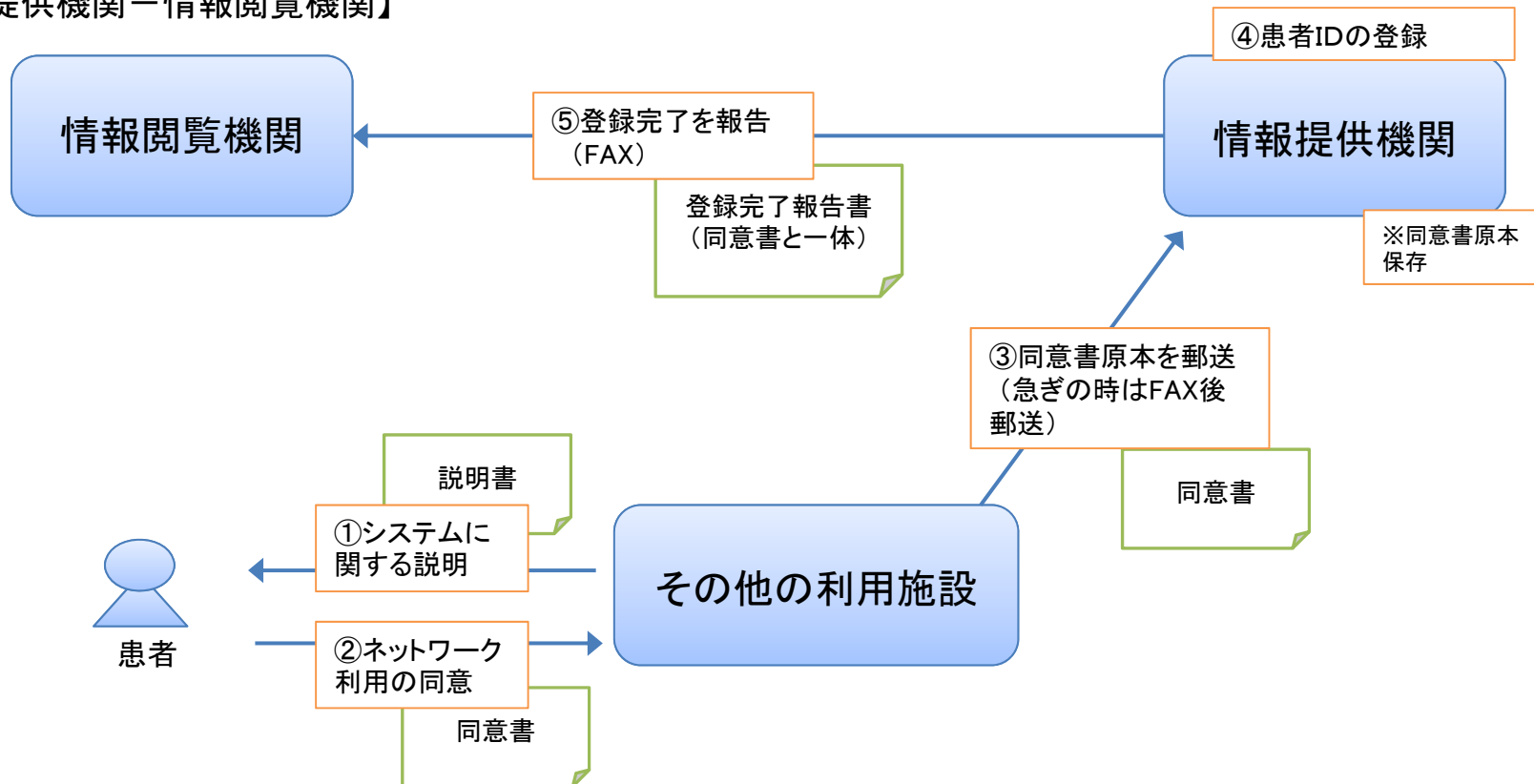
<細則>

(同意取得等手続)

- 第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。
- 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-4患者からの同意取得 (応用:承認された利用施設において、同意の取得を仲介する場合)

【情報提供機関—情報閲覧機関】



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

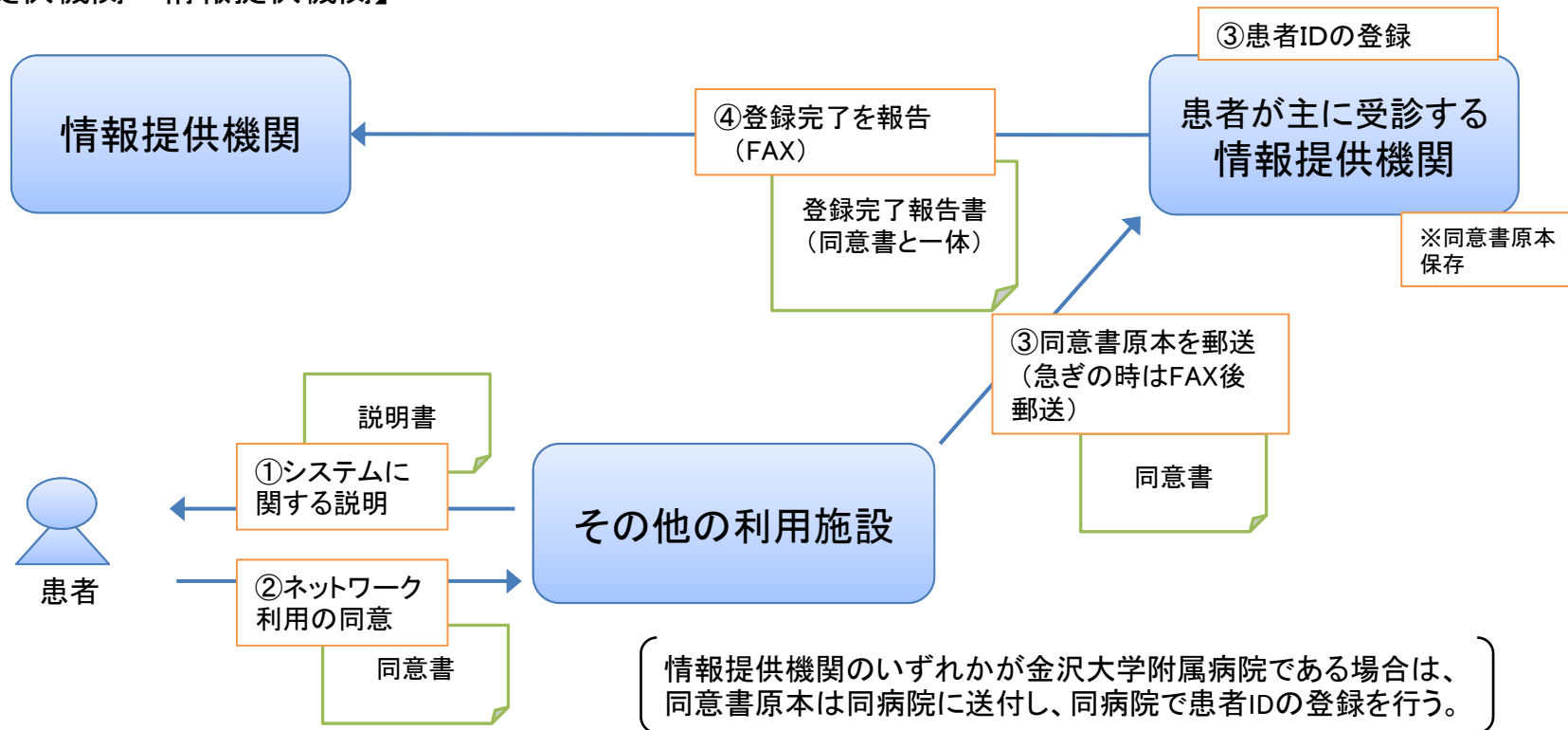
(同意取得等手続)

第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-4患者からの同意取得 (応用:承認された利用施設において、同意の取得を仲介する場合)

【情報提供機関—情報提供機関】



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

(同意取得等手続)

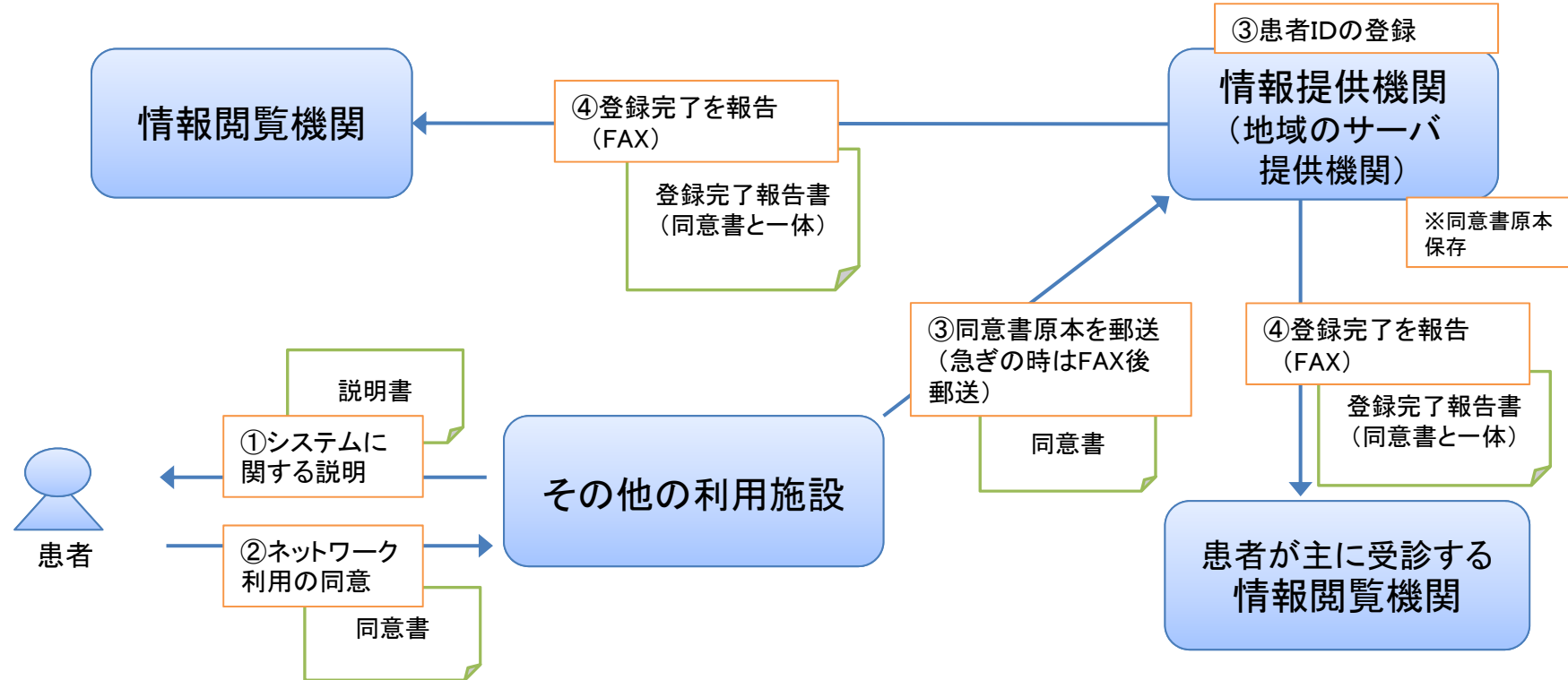
第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

③-4 患者からの同意取得 (応用: 承認された利用施設において、同意の取得を仲介する場合)

【情報閲覧機関—情報閲覧機関】

〔 患者IDの登録は、患者が主に受診する情報閲覧機関のデータの保存場所となっている「地域のサーバ提供機関」に依頼して行う 〕



<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

- 第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。
- 2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。
- 3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。
- 4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。
- 5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。
- 8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。
- 9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

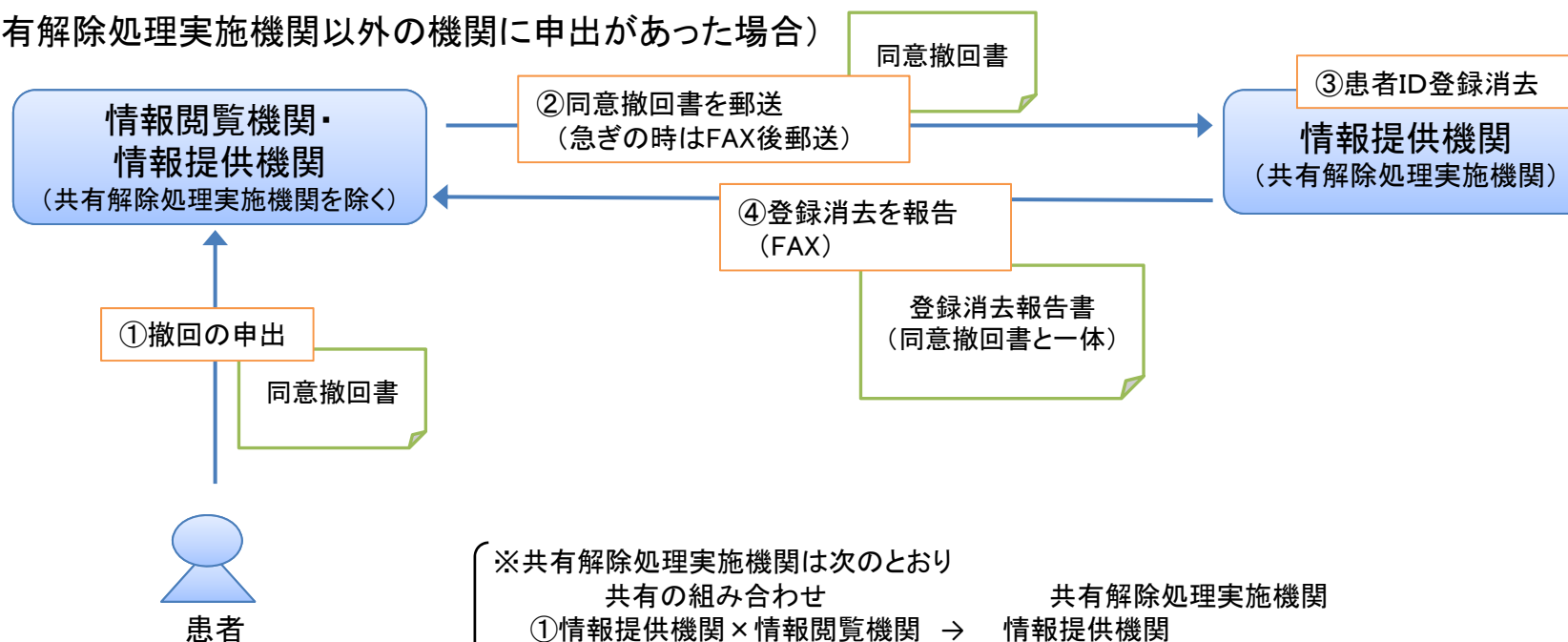
<細則>

(同意取得等手続)

- 第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。
- 2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

④ 患者からの同意撤回

(共有解除処理実施機関以外の機関に申出があった場合)



※共有解除処理実施機関は次のとおり
共有の組み合わせ

①情報提供機関×情報閲覧機関	→	共有解除処理実施機関 情報提供機関
②情報提供機関×情報提供機関	→	同意撤回書を取得した情報提供機関 (金沢大学附属病院を含む場合は同病院)
③情報閲覧機関×情報閲覧機関	→	同意撤回書を取得した情報閲覧機関の地域サーバ提供機関

<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

6 情報提供機関は、利用施設から情報の閲覧が不要となった旨申し出があった場合は、当該患者の情報を参照出来ないようにすることができる。

7 情報提供機関は、第10条第7号の通知を受けたときは、当該患者の情報を閲覧できないようにしなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

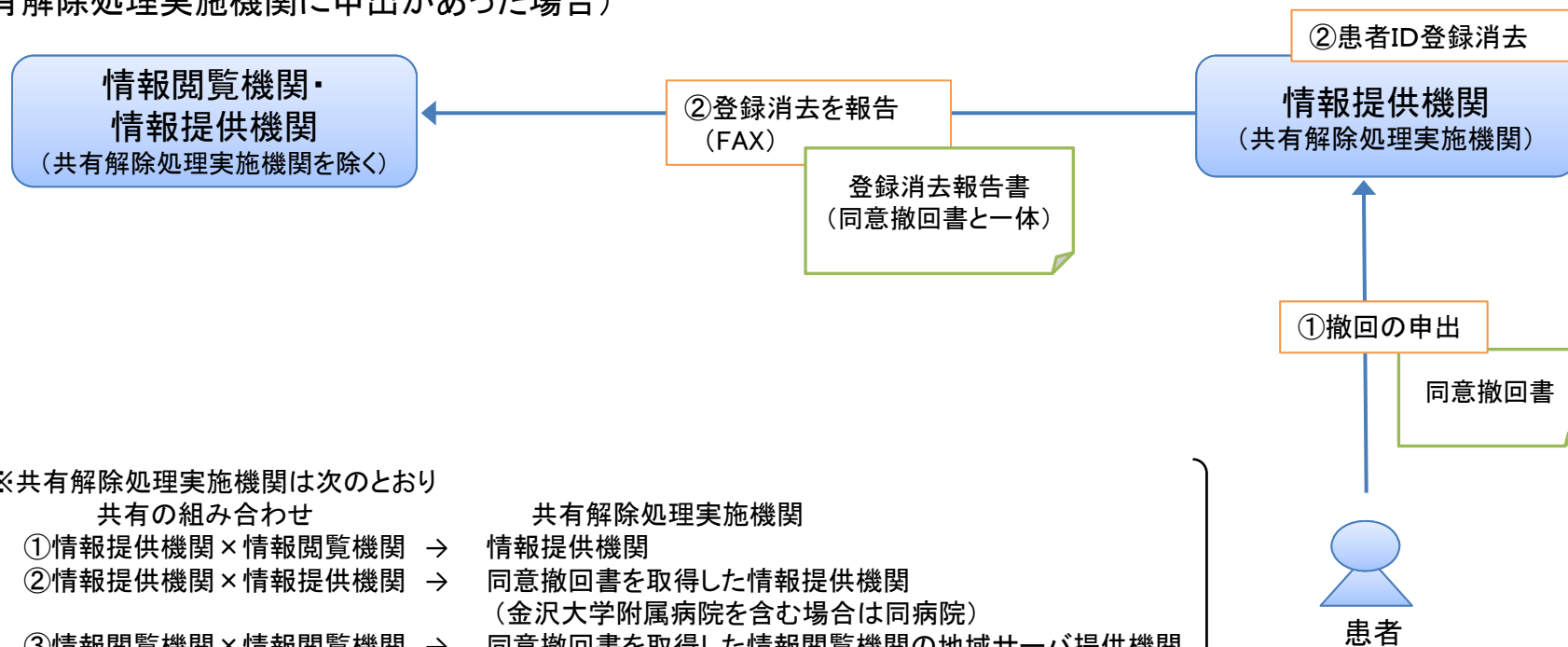
(同意取得等手続)

第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

④ 患者からの同意撤回

(共有解除処理実施機関に申出があった場合)



※共有解除処理実施機関は次のとおり
共有の組み合わせ

- | | 共有解除処理実施機関 |
|------------------|---|
| ①情報提供機関×情報閲覧機関 → | 情報提供機関 |
| ②情報提供機関×情報提供機関 → | 同意撤回書を取得した情報提供機関
(金沢大学附属病院を含む場合は同病院) |
| ③情報閲覧機関×情報閲覧機関 → | 同意撤回書を取得した情報閲覧機関の地域サーバ提供機関 |

<規程>

(患者の同意取得及び閲覧登録等)

第12条 患者は、ネットワークの利用に同意又は同意の撤回をする時は、その意志を所定の同意書又は同意撤回書(以下「同意書等」という。)を提出し示さなければならない。

2 同意書等は利用施設が患者から取得するものとする。ただし、患者からの同意取得が困難な場合は、別に定める代理人から取得するものとする。

3 利用施設は、同意書等の取得にあたり、患者に対し目的及び用途等について十分な説明を行わなければならない。また、同意等を強制してはならない。

4 利用施設は、患者から同意書等を取得したときは、患者が指定する利用施設に原本又は写しを送付しなければならない。

5 情報提供機関は、前項の同意書等を取得若しくは送付を受けた時は、当該同意書等の内容に基づき、利用施設が情報を閲覧できる若しくは閲覧できないようにするための必要な登録を行い、登録が完了したときは、当該利用施設に対し、その旨を通知しなければならない。

6 情報提供機関は、利用施設から情報の閲覧が不要となった旨申し出があった場合は、当該患者の情報を参照出来ないようにすることができる。

7 情報提供機関は、第10条第7号の通知を受けたときは、当該患者の情報を閲覧できないようにしなければならない。

8 前七項と同様の手続きが他ネットワークの管理において適正に行われたときは、前七項の手続きが行われたものとみなすことができる。

9 前八項に定めるほか、ネットワークの利用の同意等に係る手続きの詳細については、別に定める。

<細則>

(同意取得等手続)

第14条 規程第12条第1項に定める所定の同意書及び同意撤回書は、様式第12号及び第13号とする。

2 規程第12条第2項の代理人は、法定代理人とする。ただし、緊急時等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

6 ユニオンについて

＜県内のネットワークの状況＞

- ・本県には、「たまひめネット」と「ハートネット」の2つのID-Linkのネットワークが稼働している。
- ・ID-Linkのネットワークには、それぞれのネットワーク内で適用される共通のシステムルール（ユニオンルール）がある。 ※同一のユニオンルールを適用するグループを「ユニオン」という
- ・「たまひめネット」と「ハートネット」は、この「ユニオンルール」が異なっているため、現在、県内には2つのユニオンが存在している。

相違しているユニオンルールの例：職種による閲覧制限設定の可否、画面上のロゴマーク 等



※当初、「いしかわ診療情報共有ネットワーク」（以下、「いしかわネット」とする）を構築するにあたり、「いしかわネット」のユニオンを「たまひめネット」に準じものとし、「たまひめネット」のユニオンを「いしかわネット」のユニオンを統合するとしていたが、**統合しなくともユニオン間で十分に連携できることが確認できたため、既存のネットワークの運用を妨げないためにも、統合しないこととした。**

対応

「たまひめネット」と「ハートネット」のユニオンを参考に、いしかわ診療情報共有ネットワーク協議会としては、「いしかわネット」のユニオンを作成し、活用する。

※ 当面、3つのユニオンが共存することになります。

6 ユニオンについて

- 診療情報を共有するためには、共有する医療機関が同じユニオンに属していることが必要であり、1機関が複数のユニオンに参加することも可能である。複数のユニオンに参加する機関は、「デフォルトユニオン」(主として属するユニオン)を設定し、「デフォルトユニオン」のルールに従うことになる。
- **情報提供病院(金大病院を除く)は、原則、「いしかわユニオン」をデフォルトユニオンとする。**
 ※ユニオンルール以外の個別のシステムルール(例. 緊急時の非同意患者の情報閲覧(EMS)等)の設定は、ベンダーに相談の上、各情報提供病院において設定する。
- **情報閲覧機関は、金沢市内のハートネットの利用を希望する機関は、金沢市医師会に相談の上、「ハートネットユニオン」をデフォルトユニオンとし、それ以外は、原則、「いしかわユニオン」をデフォルトユニオンとする。**

所在地	県外	石川県		金沢市	
施設種類	医療機関			介護施設等	
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5

